

令和2年4月1日

株式会社 シダー
代表取締役 座小田 孝安

介護職員等特定処遇改善加算について

・介護職員等特定処遇改善支給について

(1) 介護職員等特定処遇改善加算対象事業所

訪問介護、通所介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護
認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、短期入所生活介護

(2) 上記対象事業所内の介護職員等特定処遇改善加算支給対象者

経験・技能のある介護職員：介護福祉士資格を有し、令和元年10月1日時点で、
勤続10年以上の主職種が介護職の職員。
又は、介護福祉士資格を有し、一定以上の社内試験に
合格している主職種が介護職の職員

他の介護職員：上記以外で主職種が介護職の職員

・賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容

(1) 働きながら介護福祉士を目指す職員に対する実務者研修受講支援等

(2) 健康診断等